

「第4次岬町地域福祉計画・地域福祉活動計画（素案）に対する意見募集の結果

貴重なご意見、ありがとうございました。

頂いたご意見と町の考え方は、次のとおりです。

意見募集の概要

募集期間

令和5年12月18日（月曜日）～令和6年1月19日（金曜日）

募集方法

情報公開コーナー（役場1階）、淡輪公民館、子育て支援センター、文化センター、保健センター、健康ふれあいセンター（ピアッツァ5）

岬町社会福祉協議会に閲覧用の資料を備え付けるほか、町ホームページで計画の素案を公表しました。

意見は、所管課窓口への書面による提出、郵送、ファックス、電子メールで受け付けました。

意見提出者

1人（内訳 岬町住民1人）

「第4次岬町地域福祉計画・地域福祉活動計画」（案案）に対する意見の内容

「番号」の数字(1-1 など)は、意見提出者の整理番号と意見提出者ごとの意見の整理番号を示します。

「反映」の表示 A：意見を反映する B：今後の参考とする C：反映できない又は意見の趣旨や内容が具体的でなく回答不能など

番号	内容	対応	分類
1-1	全体として、図や表で白黒とカラーが混在している。特にSDGsに触れるのであれば、17の目標はカラーの方が分かりやすい為、カラーにした方が良い。	SDGsの公式ルールでは、白黒印刷のものに関しては、白黒仕様のSDGsのアイコンを使用しなければなりませんので、印刷物に関しては白黒で、HP等でカラーでお示しするものはカラーのアイコンに貼り替えを行って、対応いたします。	A
1-2	P6:計画の策定体制について、「岬町地域福祉計画・地域福祉活動計画推進検討委員会」を設置し、計画の内容について審議を行いました。」とされているが、岬町HPには令和3年8月27日の「令和3年度岬町地域福祉計画・地域福祉活動計画推進検討委員会」以降、委員会の開催及び審議内容が何も公表されていない。国からの通知「「地域共生社会の実現に向けた地域福祉の推進について」の改正について(令和3年3月31日4局連名通知)」においても「地域福祉計画策定委員会は原則として公開とし、進捗状況について適宜公表するほか、広く住民等が傍聴できる体制を採るなどの配慮が必要である。」とされている。委員会の開催について住民に周知を行ったのか。また、審議内容については岬町HP等で公表すべきではないか。	ご意見を受け、ホームページで公表します。	A

番号	内容	対応	分類
1-3	P12:⑨社会福祉協議会関連事業について、第3次の計画では下記の2つの事業が記載されていたがなくなっているが、平成30年度以降全く実施していなかったのか？コロナ禍で実施できていなかったとしても事業として予定していたのであれば記載すべきではないか。 ・キッズボランティア登録数 ・移送サービス実施状況	本項では、岬町社会福祉協議会関連事業として、コロナ禍においても一定効果があった事業や第4次計画に繋がる事業を記載しています。社会福祉協議会の全ての事業実績については、毎年度事業報告書をホームページに掲載しています。	C
1-4	P12～P16:⑨社会福祉協議会関連事業と⑩民生委員・児童委員の活動状況に記載の表のサイズ・列幅や文字サイズが統一されていない為、統一すべき。	ご意見を受け、可能な限り統一を図ったものに差し替えます。	A
1-5	P14:「■地域福祉共育実践プレゼンテーションの開催状況」について、令和2年度、令和3年度は参加者数も“－”となっており、開催していないのだと思われるが、そうであればテーマに記載している“福祉協力校推進指定事業活動資料の作成”という文言は表内ではなく注釈として表外に記載すべきではないか。	開催を予定していましたが、新型コロナ感染拡大防止対応により開催を中止したことから、福祉協力校や福祉委員会、活動団体等への理解が深まりさらなる地域活動の発展や福祉共育を通じて町づくりを考える一助に向けて、発表を予定していた福祉協力校や団体の取組みをまとめた「福祉協力校推進指定事業活動資料集」を作成しました。 「新型コロナ対応により開催を中止し、福祉協力校推進指定事業活動資料集を作成」等、記載方法を検討します。	B
1-6	P16:「■民生委員・児童委員の活動状況」の数字が桁区切りになっていない。	ご意見を受け、記載内容を修正します。	A
1-7	P20:「問40 助け合いや支え合いの活動を活発にするために必要なこと」の吹き出しについて、アンケート結果から特筆すべき点は「支援する人と支援を必要とする人をつなぐ場づくり」の割合が大幅に増えている点ではないか。	ご意見を受けまして本文内容を下記の通り修正します。 ○助け合いや支え合いの活動を活発にするために必要なことは、「地域で日頃から住民同士が相互に交流したりつながりを持てる機会づくり」および「支援する人と支援を必要とする人をつなぐ場づくり」の割合が高くなっています。	A

番号	内容	対応	分類
1-8	それぞれの施策についてきちんと目標設定をすべきではないか。国からの通知「地域共生社会の実現に向けた地域福祉の推進について」の改正について(令和3年3月31日4局連名通知)」においても具体的に目標設定を行うべきとされており、可能な限り数値目標を示すことが望ましいとされている。泉佐野市や吹田市など他の自治体ではきちんと数値目標を設定している。	国からの通知「地域共生社会の実現に向けた地域福祉の推進について」の改正について(令和3年3月31日4局連名通知)」の43ページには、「計画の達成度の判断が容易に行える目標を示す必要がある。このため、可能な限り数値目標を示すことが望ましい」となっているため、必須事項ではないと判断しており、町および社協としては、毎年計画書に記載されている全ての施策について評価し、会議を重ね改善に取り組んでいます。ご意見は次回策定時の参考にいたします。	B
1-9	P41:「施策1 学校・家庭・地域の連携による福祉共育の充実」の社会福祉協議会の取り組みで第3次の計画の時に記載されていた「福祉協力校推進検討委員会(岬町全体)の開催」がなくなっているのはなぜか。	岬町社会福祉協議会では、第1次地域福祉計画・地域福祉活動計画策定以前から、福祉協力校推進指定事業をはじめとする福祉共育活動を推進しています。地域福祉共育実践プレゼンテーションを通じて福祉協力校等の取組みが共有化され、活動地域を中心に連携強化を図り、他の会議体(福祉委員会連絡会、岬町社会福祉施設等連絡会等)の充実等により、福祉協力校推進検討委員会(岬町全体)の機能を果たせる環境が整っています。	C
1-10	P42:「施策2 行政職員及び教職員の福祉共育の推進」に対して表内の文面が「行政職員の福祉理解を深めます」となっており「教職員」が含まれていない。「行政職員及び教職員の福祉理解を深めます」とすべきではないか。	ご意見を受け、記載内容を修正します。	A

番号	内容	対応	分類
1-11	P44:「施策1 ボランティア・住民活動人材等の育成」について、国からの通知「地域共生社会の実現に向けた地域福祉の推進について」の改正について(令和3年3月31日4局連名通知)の「ウ地域福祉を推進する人材の養成」でも示されている通り、行政の取り組みとしては地域福祉活動やボランティア活動を紹介するだけでなく、地域福祉活動の充実にに向けた環境整備にも取り組むべきではないか。	ご意見を受け、本文中に「さまざまな知識や経験をもつ人の地域活動が活発化するようボランティア住民活動支援センター(社会福祉協議会)での各種講座や研修の開催、活動等を支援します。」を追加します。	A
1-12	P46:「施策1 地域コミュニティの活性化」の行政の取り組みについて、自治区加入率の低迷が課題となっている為、「自治区への加入のPR」も追加すべきではないか。「第2期岬町まち・ひと・しごと創生総合戦略」の地域コミュニティの活性化における具体的事業でも記載されている。	ご意見を受け、記載内容を追加します。	A
1-13	P49:町内にはサロン・コミュニティカフェがたくさん開催されているが、もっと住人に知ってもらう為に行政の取り組みとして地域団体パンフレットとは別にサロン・カフェの一覧を掲載したパンフレットを作成しては配布してはどうか。例えば岡山県美咲町で作成している下記URLのようなパンフレットはどうか。 https://www.town.misaki.okayama.jp/uploaded/life/25232_156943_misc.pdf	平成29年1月、岬町社会福祉協議会において、まちなかサロン・コミュニティカフェ in みさき「いきいきサロン・コミュニティカフェ マップ」を発行し、毎年度、新規開設サロン・コミュニティカフェ等を整理しています。 計画では、数年間隔での更新を予定していましたが、コロナ禍での活動中止やコロナ禍以前の活動状況に戻っていない現状を踏まえ、適切な時期に更新を検討しています。	C
1-14	P53:「認知症高齢者*等の徘徊」の*印の注釈はどこに書かれているのか。	*(アスタリスク)がついているものは、資料編に用語説明集を記載します。また、*(アスタリスク)は文言の初出ページのみとします。	A

番号	内容	対応	分類
1-15	P53: 国からの通知「地域共生社会の実現に向けた地域福祉の推進について」の改正について(令和3年3月31日4局連名通知)」では「ク自殺対策の効果的な展開も視野に入れた支援の在り方」において、取り組みの一つとして「誰もが立ち寄れる居場所づくり」が示されている。状態が深刻化する前の早期発見のためには見守り活動だけでなく居場所づくりも重要である為、取組として記載すべきではないか。	包括的な支援体制の構築を目指し、小地域ネットワーク活動推進事業(地区福祉委員会)による見守り・声掛け活動やサロン活動の推進を行っています。	C
1-16	P54:「施策2 外出や生活支援体制の推進」の社会福祉協議会の取り組みについて、第3次の計画に記載されていた「移送サービス(福祉有償運送)の充実」がなくなっているが、外出や買い物支援において移送サービスは重要である為、記載は残すべきではないか。	岬町社会福祉協議会が実施している「移送サービス(福祉有償運送)」は、道路運送法第79条の3の規定に基づく登録を得て、無償ボランティアが障がい者手帳の交付を受けている方や要支援・要介護認定を受けている方の通院・入退院に伴う移送サービスを実施しています。 近年、介護保険等制度の充実等により、本移送サービスのニーズが減少している状況等を踏まえ、「移送サービス(福祉有償運送)」を削除し、新たに「地域での助け合い活動創出に向けた、住民主体の地域支援・組織化活動の推進」を記載し、外出や買い物などの生活支援ができるよう生活支援サービスや地域づくりに取組みます。	C
1-17	P56:「施策2 地域防災計画の改訂・作成・要支援者の避難計画の作成」→「施策2 地域防災計画の改訂・要支援者の避難計画の作成」地域防災計画は現在計画期間終了に伴い見直しが行われているものである為、「改訂・作成」ではなく「改訂」という表現の方が良いのではないか。	ご意見を受け、記載内容を修正します。	A

番号	内容	対応	分類
1-18	P56:「施策3 災害時要支援者支援体制づくりの促進」→「施策3 総合防災マップの配布・災害時要支援者支援体制づくりの促進」総合防災マップの配布についてはここにしか記載されていないが、災害時要支援者支援体制づくり促進だけの取り組みではない為、別として明記すべきではないか。また、以前から総合防災マップについては命にかかわる重要なものである為、自治区加入者だけでなく確実に全戸配布すべきとの指摘もある。その為、行政としては全戸配布に努めるべきであり、行政の取り組みについては総合防災マップの「配布」ではなく「全戸配布」と明記すべきではないか。	ご意見をうけ、地域の防災体制づくりの促進として取り組んでまいります。災害時要支援者支援体制づくりについては福祉専門職や地域福祉関係者等への啓発を促進します。	A
1-19	P57:第3次の計画に記載されていた「社会福祉施設等連絡会での災害時対応等の検討」がなくなっているのはなぜか。	災害時の対応を含めて幅広く地域貢献活動を推進するため、記載カ所を移設し、新たに次の通り記載しています。 第4章 基本目標1 基本方針3の「施策1 地域福祉を推進する専門職・専門機関による連携強化」 社会福祉協議会「地域福祉に関わる専門分野の異なる社会福祉法人・社会福祉施設が事業種別を超え連携し、それぞれの設備や専門性、ノウハウを活かした地域貢献活動を推進します。」 「・岬町社会福祉施設等連絡会等の開催」	C

番号	内容	対応	分類
1-20	P57:「施策2 外灯・防犯灯の整備」について、外灯・防犯灯だけでなく防犯カメラの設置についても記載すべきではないか。「第2期岬町まち・ひと・しごと創生総合戦略」の安全・安心な暮らしの確保における具体的事業でも記載されている。	ご意見を受け、記載内容を修正します。	A
1-21	P64:「施策1 虐待防止と対応の充実」の行政の取り組みについて、第3次の計画に記載されていた「コミュニティソーシャルワーカー(CSW)やスクールソーシャルワーカー(SSW)と関係機関等の連携を強化し、虐待を早期に発見し、早期対応ができるよう体制を整えます。」がなくなっているが、記載は残すべきではないか。	児童虐待防止に関する取組については、児童福祉分野の個別計画である「こどもとおとなも輝くプラン」において、取組について記載しており、令和6年度同計画の見直しを予定しています。見直しの中でさらに掘り下げた取組を検討していく予定としています。	C
1-22	P65:「施策1 再犯防止に向けた取り組みの充実」の行政の取り組みについて、「活動支援」は更生保護ボランティアである保護司会やBBS会などの活動支援ということか。何の活動支援を行うのか具体的に記載すべき	ご意見を受け、「保護司や地域団体の担い手など」を追加します。	A
1-23	P72:PDCA サイクルの説明図がわかりづらい。第3次の計画のようにP(PLAN)→D(DO)→C(CHECK)→A(ACTION)で具体的にどのような事をするのかを明記した方が良いのではないか。	計画書の作成→施策・事業の実施→進捗・達成度の評価→見直し・改善のPDCAです。今回は図の修正はなしとさせていただきます。	C
1-24	第3次の計画のP84以降に記載されていた下記について記載は必要ではないか。 ・計画の策定経過 ・委員会設置要綱等 ・用語の説明	作成中です。計画書が完成した際には入れ込んだものとしします。	C

番号	内容	対応	分類
1-25	国からの通知「地域共生社会の実現に向けた地域福祉の推進について」の改正について(令和3年3月31日4局連名通知)では計画に盛り込む必要がある内容として「力居住に課題を抱える者への横断的な支援の在り方」が示されている。住宅セーフティネット法を踏まえ、町営住宅やセーフティネット専用住宅の紹介やセーフティネット専用住宅の登録促進なども記載すべきではないか	ご意見を受け、地域共生の実現に向けた取組みとして地域包括ケアシステムを充実させ、居住支援について、関係機関の協力のもと相談体制等を強化するよう記載します。	A

以上